

令和6年4月1日からの主な変更事項（運営基準関係）

- ①一般原則に権利擁護等に関する措置の追加
- ②重要事項のウェブサイト掲示を追加
- ③身体的拘束等を行った場合の記録の保存年限の追加
- ④身体的拘束等の禁止及び身体的拘束等を行った場合の記録の義務化
- ⑤安全管理体制等の確保に転倒防止、体調確認等の規定の追加（予防専門型通所サービス）

※②は令和7年4月から義務化となる。（生活支援型訪問サービス、ミニデイ型通所サービス、運動型通所サービスについては、努力義務とする。）